

大阪市告示第418号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	令和8年4月19日（日）	午前9時から 午後6時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）